

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	5. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条番号法第9条第2項に関する条例制定予定国民健康保険法国民健康保険法施行令国民健康保険法施行規則等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条江戸川区個人番号の利用に関する条例江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則国民健康保険法国民健康保険法施行令国民健康保険法施行規則等	事後	条例等が制定されたため修正したものであり、重要な変更には当たらない
平成28年7月15日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠	〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成28年7月15日	7. 評価実施機関における担当部署-所属長	医療保険課長 小島 善明	医療保険課長 岡部 長年	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の12、15、109の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 移転先における用途	特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の4の項、同条第3項による番号法別表第二の62の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先		(移転先5を3に、6を4に、7を5に、9を6に、10を7に移動する。) 以下、資格・賦課情報ファイルの移転先については新しい番号で表記	事後	事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 - 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 - 移転方法	[ ]庁内連携システム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他(国保システム)	[ ]その他(国保システム、庁内ネットワーク) ~その他の項目は左記と同じ~	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 - 時期・頻度	照会を受けたら都度	国保システムで移転する情報に関しては照会を受けたら都度、庁内ネットワークで移転する情報に関しては年次	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 - 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 - 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の3の項、同条第3項による番号法別表第二の93の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 - 移転先における用途	介護保険給付費の審査	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 - 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 - 移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	医療費の助成・支給に関する事務	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8(新設)		(評価書記載のとおり到新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9(新設)		(評価書記載のとおり到新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10(新設)		(評価書記載のとおり到新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間 - 期間	定められていない	20年以上	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間 - その妥当性	平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 - 消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル) 添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先21以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 - 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	6件	4件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(委託事項5を4にする。)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転・提供の有無	[ ]提供を行っている(25件) [ ]移転を行っている(3件) [ ]行っていない	[ ]提供を行っている(24件) [ ]移転を行っている(6件) [ ]行っていない	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1- 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の12、15、109の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1- 移転先における用途	特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先2		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先		(移転先3を2にする。) 以下、給付情報ファイルの移転先については新しい番号で表記	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先2- 法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3(新設)		(評価書記載のとおりに新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先4(新設)		(評価書記載のとおりに新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5(新設)		(評価書記載のとおりに新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6(新設)		(評価書記載のとおりに新設)	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管期間 - 期間	定められていない	20年以上	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管期間 - その妥当性	平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先2.1以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2.1- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の106の項	番号法第19条第7号 別表第二の106の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先2.1以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2.2- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先2(以降)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25		削除	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1-法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2-法令上の根拠	番号法第9条第2項に関する条例制定予定	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)6.特定個人情報の保管・消去 保管期間-期間	定められていない	20年以上	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)6.特定個人情報の保管・消去 保管期間-その妥当性	平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)6.特定個人情報の保管・消去-消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	事前の提出が求められていない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順	定めていない	定めている	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(資格・賦課情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順	定めていない	定めている	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(給付情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順	定めていない	定めている	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年7月15日	(収納管理情報ファイル)7.特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6-システムの名称	国保総合システム	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下この評価書において「国保総合(国保集約)システム( )」)という。 国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。 (データ連携用PCは、国保連から機能提供されるファイル自動連携(送受信)機能を搭載した端末であり、江戸川区と国保連を専用回線で接続し、通信にはSSL/TLSによる暗号化を実施し、ウイルス対策ソフトやファイアウォールの設定によりセキュアな稼働環境を確保している。)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6-システムの機能	・レセプトの照会及び点検、統計データ出力 東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)と専用回線で接続されており、医療機関から国民健康保険の保険者あてに提出されるレセプト等の照会、点検及び統計データの出力機能等を有する。	(評価書記載のとおり変更)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6-他システムとの接続	[ ]その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。)	[ ]その他(国保システム)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成28年12月15日	5. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成29年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「令第7号」という。)  【番号法別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)	【番号法別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠(続き)	<p>第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>[令第7号における情報提供の根拠] 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第20条第8号八、第25条第3号イ第7号イ第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第2項</p>	<p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>[別表第二省令における情報提供の根拠] 第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号八、第10条の2第3号、第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号イ第3号第4号第5号第6号、第20条第8号八、第25条第3号イ第7号イ第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号八、第55条の2第3号、第59条の3第3号八</p>	事前	重要な変更である
平成29年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠(続き)	<p>別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>別表第二の97、106の項に対応する医療保険給付関係情報の規定なし。</p> <p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)</p> <p>[令第7号における情報照会の根拠] 第25条、第26条</p> <p>別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)</p> <p>[別表第二省令における情報照会の根拠] 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(別添1)事務の内容-資格賦課関連業務		図の変更	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(別添1)事務の内容-資格賦課関連業務-(備考)		～に変更なし、下記を追加 国保情報集約システムとの間で資格取得喪失関係情報の提供・取得を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容-給付関連業務		図の変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容-給付関連業務-(備考)	住民から、各種届出・申請書を受理する、税務情報を東京都へ提供する。(特定個人情報情報を連携するかは未定)	～、～、～に変更なし  住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者やパンチ事業者を通じた上で国保システムに情報を登録する、税務情報を東京都へ提供する。  下記を追加 国保情報集約システムとの間で、高額療養費関係情報の提供・取得を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容-収納管理関連業務		図の変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成29年4月1日	(別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(別添1)事務の内容-資格継続業務		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(別添1)事務の内容-高額該当の引き継ぎ業務		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手元	[ ]その他 (地方公共団体情報システム機構)	[ ]その他 (地方公共団体情報システム機構、国保連) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手方法	[ ]専用線	[ ]専用線 ～上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度		定期的に入手する事務(日次) 平成30年4月1日以後、国保連より、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手。 ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手にかかる妥当性		・国保連から被保険者情報を入力することで、国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を住民基本台帳に記載する際の正確性を担保できる。また、情報の入手に関しては専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	(2)件	(3)件	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
平成28年12月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[ ]提供を行っている(23)件 [ ]移転を行っている(10)件	[ ]提供を行っている(28)件 [ ]移転を行っている(12)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転先5	高齢者医療係	医療保険課高齢者医療係	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転先11		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転先12		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先23- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先24		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先25		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先26		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先27		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先28		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用・入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携</li> <li>各種給付の届出、申請書：年間を通して随時</li> <li>レセプト情報：年間を通して月一回の頻度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携</li> <li>各種給付の届出、申請書：年間を通して随時</li> <li>引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用・入手にかかる妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。</li> <li>各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。</li> <li>レセプト情報：各対象者の情報を提供できる主体が国保連のため、電子媒体を通じて入手している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。</li> <li>各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。</li> <li>高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行が、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用・使用方法	<p>1. 診療報酬明細書に関する業務</p> <p>医療機関から診療報酬の請求としてレセプトが国保連へ提出され、国保連から江戸川区へレセプトデータが還元される。江戸川区は、診療年月時点での被保険者資格に疑義のあるレセプトについてオンラインで閲覧しながら、レセプトの点検を行う。</p> <p>点検の結果、医療費の支払が可能であるものは国保連を通じて医療機関へ医療費の支払を行う。</p> <p>2. 各種給付申請受付及び支払に関する業務</p> <p>療養費</p> <p>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。療養費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>高額療養費</p> <p>1にて国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。</p> <p>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p>	<p>1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務</p> <p>療養費</p> <p>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。療養費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>高額療養費</p> <p>国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。</p> <p>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法(続き)	<p>高額介護合算療養費</p> <p>1. 国保システムへ登録したレセプトデータ及び介護保険課より入手した介護自己負担額情報を国保システムに取り込み、合算して支給見込額を算出する。支給見込額が算出された該当者に対して支給勧奨通知を送付する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。高額介護合算療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p> <p>出産育児一時金及び葬祭費</p> <p>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。出産育児一時金又は葬祭費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>3. 限度額適用認定証等発行業務</p> <p>被保険者からの申請に基づき、申請書情報を国保システムへ入力する。資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた限度額適用認定証等を国保システムより発行し、被保険者へ交付又は発送する。</p> <p>4. 一部負担金の減額又は免除に関する業務</p> <p>災害や失業等の特別な理由により医療費の一部負担金を医療機関へ支払うことが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入や資産及び当該医療費の概算額等を調査のうえ、一部負担金の減額又は免除の決定を行い、被保険者へ通知する。</p>	<p>高額介護合算療養費</p> <p>国保システムへ登録したレセプトデータ及び介護保険課より入手した介護自己負担額情報を国保システムに取り込み、合算して支給見込額を算出する。支給見込額が算出された該当者に対して支給勧奨通知を送付する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。高額介護合算療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p> <p>出産育児一時金及び葬祭費</p> <p>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。出産育児一時金又は葬祭費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>2. 限度額適用認定証等発行業務</p> <p>被保険者からの申請に基づき、申請書情報を国保システムへ入力する。資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた限度額適用認定証等を国保システムより発行し、被保険者へ交付又は発送する。</p> <p>3. 一部負担金の減額又は免除に関する業務</p> <p>災害や失業等の特別な理由により医療費の一部負担金を医療機関へ支払うことが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入や資産及び当該医療費の概算額等を調査のうえ、一部負担金の減額又は免除の決定を行い、被保険者へ通知する。</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法(続き)	<p>5. 第三者行為に関する業務</p> <p>被保険者(被害者)が交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、罹患した場合で、江戸川区が被保険者(被害者)からの届出をもって、第三者(加害者)に代わり被保険者(被害者)の医療費の自己負担分を除く部分を立て替えて医療機関に支払ったとき、立て替えた医療費を過失割合に応じて第三者(加害者)へ請求する。 このとき、被保険者(被害者)からの届出情報を国保システムへ入力する。医療費の額が確定した後に、第三者(加害者)へ納付書及び請求書を送付する。</p> <p>6. 不当利得に関する業務</p> <p>江戸川区の国民健康保険以外の医療保険に加入する等して既に国民健康保険の資格を喪失しているにも関わらず、江戸川区の国民健康保険証を使用して医療機関を受診し、保険給付を受けてしまった者に対して、その保険給付分の返還を請求する。 このとき、国保システムから返還請求書を出し、該当者へ送付する。また、該当者から納付があった場合に、納付情報を国保システムへ入力する。</p>	<p>4. 第三者行為に関する業務</p> <p>被保険者(被害者)が交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、罹患した場合で、江戸川区が被保険者(被害者)からの届出をもって、第三者(加害者)に代わり被保険者(被害者)の医療費の自己負担分を除く部分を立て替えて医療機関に支払ったとき、立て替えた医療費を過失割合に応じて第三者(加害者)へ請求する。 このとき、被保険者(被害者)からの届出情報を国保システムへ入力する。医療費の額が確定した後に、第三者(加害者)へ納付書及び請求書を送付する。</p> <p>5. 不当利得に関する業務</p> <p>江戸川区の国民健康保険以外の医療保険に加入する等して既に国民健康保険の資格を喪失しているにも関わらず、江戸川区の国民健康保険証を使用して医療機関を受診し、保険給付を受けてしまった者に対して、その保険給付分の返還を請求する。 このとき、国保システムから返還請求書を出し、該当者へ送付する。また、該当者から納付があった場合に、納付情報を国保システムへ入力する。</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法-情報の突合	<p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。【上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)】</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。【上記(1)、(2)、(3)】</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、障害者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の障害者医療費助成の利用状況を確認する。【上記(1)、(2)】</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。【上記(2)】</p>	<p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。【上記1、2、3、4、5】</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。【上記1、2】</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。【上記1】</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	(4)件	(5)件	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
平成28年12月15日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[ ]提供を行っている(24)件 [ ]移転を行っている(6)件	[ ]提供を行っている(27)件 [ ]移転を行っている(8)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成28年12月15日	(給付情報ファイル)6.特定個人情報の保管・消去・消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22-法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23	(東京都に対する提供に関する記載)	削除	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24	(東京都に対する提供に関する記載)	削除	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先25		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先26		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(給付情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先27		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(収納管理情報ファイル)3.特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度	・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務:窓口開庁時間に疑似リアル連携 ・他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務:調査が必要となった都度	・住民票関係情報の取得に関する事務:窓口開庁時間に疑似リアル連携	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(収納管理情報ファイル)3.特定個人情報の入手・使用- 入手にかかる妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・地方税法第20条の11により、国民健康保険料に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	・住民票関係情報:本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(収納管理情報ファイル)3.特定個人情報の入手・使用- 本人への明示	・滞納状況等調査回答に係る各種情報について、地方税法第20条の11に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(収納管理情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[ ]提供を行っている(17)件	[ ]提供を行っている(16)件	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年7月1日	(収納管理情報ファイル)5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先17		削除	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	(収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 - 消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成29年4月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-資格・賦課情報ファイル	表題部分 国保資格・賦課情報ファイル(全記録項目:477項目)  【資格情報】の部分 【資格情報】(記録項目:83項目)  【規制対象情報】の部分 記載なし	表題部分を以下のように変更 資格・賦課情報ファイル(全記録項目:487項目)  【資格情報】の部分に以下の2項目を追加 【資格情報】(記録項目:85項目) 国保適用開始終了情報、市町村被保険者ID  以下の項目を追加 【規制対象情報】(記録項目:81項目) 宛名番号、申請年月日、規制情報コード、本人確認書類コード、決定(却下)年月日、支援開始年月日、支援終了年月日、支援終了フラグ	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル	表題部分 給付情報ファイル(全記録項目:263項目)  【給付情報】の部分 記載なし	表題部分を以下のように変更 給付情報ファイル(全記録項目:267項目)  【給付情報】の部分に以下の4項目を追加 【給付情報】(記録項目:224項目) 一部負担金減免期間、一部負担金減免割合、転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、転居月75歳到達時特例対象者フラグ	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。  ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと江戸川区に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。  ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 2-リスクに対する措置の内容		・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。  ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3-入手の際の本人確認の措置の内容		・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。 ・さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。  ～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3-個人番号の真正性確認の措置の内容		・また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。  ～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容		・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。 ・国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。 ・入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。  ～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 4-リスクに対する措置の内容	・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。	・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 4-リスクに対する措置の内容(続き)		< 国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。 > ・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。 ・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。  ～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1-その他の措置の内容		<p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> <li>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式でデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		<p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</li> <li>ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2-特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		<p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク4-リスクに対する措置の内容		<p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に事業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に事業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> <li>アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール・ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。 ～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>&lt;国保連における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを厳格な入退室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1 技術的対策-具体的な対策の内容	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・データ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、予め決められた仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。	・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ～上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・業務主管課から入手する自己負担額情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手している。 ・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、予め定められたインタフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外を入手することはない。	・業務主管課から入手する自己負担額情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手しないようにしている。 ・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいし、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないこと、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。 ～上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2-リスクに対する措置の内容	・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、システムの利用者を限定し、アクセス者を特定できる方式により、詐取・奪取が行われないようにしている。	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないこととデータの送受信ができないこととで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ～上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	・国保総合システムから入手する情報については、医療機関での保険証による本人確認、職員による氏名・住所等での本人確認を行っている。	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。 さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。 ～上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> <li>～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。</li> <li>国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。</li> <li>入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</li> <li>～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合システムでレセプト情報を登録する際は、使用した電子媒体を国保システムへの入力完了後は施錠可能なキャビネットで保管することで情報漏えい、紛失等を防止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。&gt;</li> <li>江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3.特定個人情報の使用 リスク1-その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> <li>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC及びデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</li> </ul>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3.特定個人情報の使用リスク2-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		<p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3.特定個人情報の使用リスク2-特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		<p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)3.特定個人情報の使用リスク4-リスクに対する措置の内容		<p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4.特定個人情報の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4.特定個人情報の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。 ～上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		< 国保連における措置 > ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを厳格な入退室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(続き)		・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	・国保総合システムへの情報連携は、すべてログとして記録を保持している。	(削除) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国保総合システムへの情報連携の際は、複数職員による確認をしている。	(削除) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2-リスクに対する措置の内容	・国保総合システムへの情報連携の際は、予め定められた運用ルール(暗号化、送受信記録の保持等)に基づき、データ提供を行っている。	(削除) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3-リスクに対する措置の内容	・国保総合システムへの情報連携の際は、複数職員での確認をしており、誤った情報を提供する事はない。また、情報提供先は一つに限定されるため、誤った相手に提供する事はない。	(削除) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5-リスクに対する措置の内容	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、または自動応答を制限している等の場合、職員の手により特定個人情報を提供する場合、情報提供にあたって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の手により特定個人情報を提供する場合、情報提供にあたって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成29年4月1日	(給付情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 技術的対策-具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  <国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置> ・国保総合PC及びデータ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PC及びデータ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	重要な変更である
平成29年4月1日	(収納管理情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容	・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。	・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は切断処分している。  ～上記項目を変更、上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成28年12月15日	(収納管理情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 技術的対策-具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成29年4月1日	1. 監査 自己点検-具体的なチェック方法		<国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・番号法第29条の3第2項に基づき、個人情報保護委員会へ特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告をする(それに伴い、国保連にも同様の報告を求めることにする)。  ～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法		<p>&lt; 国保総合(国保集約)システムに関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> </ul> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成28年12月15日	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 個人情報ファイル簿の公表-個人情報ファイル名	該当する個人情報ファイルの名称を記載(総務課文書係に提出した個人情報業務登録簿に添付されているもの)	国民健康保険業務システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容	<p>該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費)の申請受付及び支払</p> <p>国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理</p> <p>国民健康保険法、地方税法に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付</p> <p>国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p>	<p>該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払</p> <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理</p> <p>国民健康保険法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付</p> <p>国民健康保険法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
平成30年7月1日	3. 個人番号の利用- 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条</p> <p>国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項第2項及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p>	<p>番号法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p>	事前	重要な変更である
平成30年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠(続き)	<p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>[別表第二省令における情報提供の根拠]</p> <p>第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号八、第10条の2第3号、</p>	<p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>[別表第二省令における情報提供の根拠]</p> <p>第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠(続き)	第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第8号八、第25条第3号イ第7号ロ第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号八、第55条の2第3号、第59条の3第3号八  別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定  【番号法別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4,2,4,3,4,4,4,5の項)  【別表第二省令における情報照会の根拠】 ・第25条、第25条の2、第26条 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号ロ第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ  別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定  【番号法別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4,2,4,3,4,4,4,5の項)  【別表第二省令における情報照会の根拠】 ・第25条、第25条の2、第26条 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定  【江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠】 第4条第1項及び別表第二の29の項	事前	重要な変更である
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 本人への明示	江戸川区個人情報保護条例第12条	江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第12条	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1-委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例	江戸川区情報公開条例(平成13年3月江戸川区条例第19号)	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-委託先名	中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。	株式会社日立製作所	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-委託先における取扱者数	1,000人以上	10人以上50人未満	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7- 移転先における用途	医療費の助成・支給に関する事務	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の14の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の17の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の97、109の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12- 移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 保管期間-その妥当性	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22	都道府県知事	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年7月1日	(給付情報ファイル)2. 基本情報 記録される項目-その妥当性	・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額を計算するために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報:障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報:高額介護合算の計算のために保有する。	・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断のために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報:障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報:高額介護合算の計算のために保有する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
平成30年7月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法	1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務	1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務 結核・精神医療給付金 申請を受け付け、申請者が給付金支給対象者であるか審査する。対象者に対しては受給者証を交付する。 ～項番1の部分に上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
平成30年7月1日	(給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法-情報の突合	・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。【上記1、2、3、4、5】 ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。【上記1、2】 ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。【上記1】	・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。【上記1、2、3、4、5】 ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額等の確認、給付金支給対象者の確認をする。【上記1、2】 ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。【上記1】	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2- 委託先名	中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。	株式会社日立製作所	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4- 委託先名	ヒューマンタッチ株式会社	ヒューマンリソシア株式会社	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3- 委託先における取扱者数	1,000人以上	10人以上50人未満	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3- 再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の14の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6- 移転先における用途	医療費の助成・支給に関する事務	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の17の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の17の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の97、109の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8- 移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)6. 特定個人情報の保管・消去・保管期間-その妥当性	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去・消去方法	<江戸川区における措置> 国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	<江戸川区における措置> 国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21	都道府県知事	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-委託先名	中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。	株式会社日立製作所	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2-法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 保管期間・その妥当性	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録・具体的な方法	・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合(国保集約)システムを厳格な入室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。	・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	( 2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	( 2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順・手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録・具体的な方法	・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合(国保集約)システムを厳格な入室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。	・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	( 2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	( 2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順・手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	( 2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	( 2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
平成30年3月31日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。	・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の名称	国民健康保険法に定められた保険給付の支給、保険料の徴収等に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-システムの機能	2. 本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	2. 本人確認情報検索：統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-システムの機能		5. 統合宛名情報の管理 ：各業務システムから登録された宛名情報（住在外者を含む）の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。  ～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6-システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	・番号法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二  【番号法別表第二における情報提供の根拠】 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)  【番号法別表第二における情報提供の根拠】 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠 (続き)	<p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】 第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p>	<p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】 第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p>	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠 (続き)	<p>第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ</p> <p>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【番号法別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)</p> <p>【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠】 第4条第1項及び別表第二の29の項</p>	<p>第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ</p> <p>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【番号法別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)</p> <p>【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p>	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	7. 評価実施機関における担当部署- 所属長	医療保険課長 岡部 長年	削除	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	7. 評価実施機関における担当部署- 所属長の役職名	新設	医療保険課長	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(別添1)事務の内容-資格課関連業務		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(別添1)事務の内容-給付関連業務		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(別添1)事務の内容-収納管理関連業務		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係-(備考)	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 基本情報-記録される項目-その妥当性	・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報:世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。(住登外者についても同様) ・地方税関係情報:被保険者の地方税情報をもとに、国民健康保険料額を決定するために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険の特別徴収情報をもとに、国民健康保険料を特別徴収とするか決定するために保有する。 ・雇用・労働関係情報:特例対象被保険者の非自発による離職理由を把握し、国民健康保険料を減免するために保有する。 ・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。	・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報:世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。(住登外者についても同様) ・地方税関係情報:被保険者の地方税情報をもとに、国民健康保険料額を決定するために保有する。 ・医療保険関係情報:被保険者の資格情報を適切に管理するために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険の特別徴収情報をもとに、国民健康保険料を特別徴収とするか決定するために保有する。 ・雇用・労働関係情報:特例対象被保険者の非自発による離職理由を把握し、国民健康保険料を減免するために保有する。 ・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項1- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項2- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22- 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3	区民課、各事務所、地域振興課	区民課、各事務所	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3- 移転方法	[ ]その他(国保システム)	[ ]その他	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 移転先における用途	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先11- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の17の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の17の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転方法	[ ]庁内連携システム	[ ]庁内連携システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転方法	[ ]その他(参照システム)	[ ]その他(国保システム)	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 備考		-	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用方法	高額療養費 国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。	高額療養費 国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。外来療養に係る年間の高額療養費については、申請書情報を国保システムへ入力する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項1- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項2- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先21- 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6- 移転先における用途	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の17の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の17の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 移転方法	[ ] 庁内連携システム	[ ] 庁内連携システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の97、109の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の97、109の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8- 移転方法	[ ] 庁内連携システム	[ ] 庁内連携システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 7. 備考	-	-	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 2. 基本情報-記録される項目-その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報:本人への連絡、通知等の送付先の設定及び確認をするために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報:算出された国民健康保険料を把握するために保有する。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有する。</li> <li>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報:本人への連絡、通知等の送付先の設定及び確認をするために保有する。</li> <li>・地方税関係情報:国民健康保険加入者世帯の滞納整理に関する業務のために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報:算出された国民健康保険料を把握するために保有する。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有する。</li> <li>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。</li> </ul>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項1- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項2- 委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 7. 備考	-	-	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル	<p>表題部分 給付情報ファイル(全記録項目:267項目)</p> <p>[給付情報](記録項目:224項目)</p>	<p>表題部分を以下のように変更 給付情報ファイル(全記録項目:288項目)</p> <p>[給付情報]の部分に以下の21項目を追加 【給付情報】(記録項目:245項目) 自己負担合計額、うち都公費分自己負担合計額、うち都公費分自己負担金額、都公費該当区分、システム算出値自己負担合計額、システム算出値レセプト自己負担合計額、システム算出値高額療養費合計額、システム算出値レセプト自己負担金額、システム算出値高額療養費金額、自己負担額合算一連番号、自己負担額合算一連番号枝番、支給額合計、按分後支給額、うち都公費分支給額、本算定計算日、合算後自己負担合計額、合算後自己負担合計額うち都公費分、基準日記号番号、基準日世帯主宛名番号、基準年月日、基準日所得区分</p> <p>～上記以外の項目に変更なし～</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用・リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク2-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3-リスクに対する措置の内容	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供するには、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供するには、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的対策-具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティファイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。  ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティファイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。  ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	-	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	-	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の手により特定個人情報を提供する場合、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の手により特定個人情報を提供する場合、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的対策-具体的対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。  ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。  ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容		(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容		(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)・リスク 3. 入手の際の本人確認の措置の内容	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・住民から入手する還付金請求情報は、窓口にて、住民から直接申請を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。	・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。	事後	誤記の修正であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク2・リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用・リスク3・リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3・リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(首脳管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク5・リスクに対する措置の内容	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1・物理的対策・具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1・過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1・過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか・その内容	-	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月15日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	-	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求・請求方法	URL: <a href="http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinseisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinseisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>	URL: <a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	1. 基礎項目評価- 実施日	平成28年12月15日	平成30年3月31日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和元年6月15日	評価書全体	あたり あたって および 手続き	当たり 当たって 及び 手続	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容	3. 収納管理関連業務(「別添1」事務の内容を参照) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知 国民健康保険法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付 国民健康保険法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等 電話による納付勧奨 国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会	3. 収納管理関連業務(「別添1」事務の内容を参照) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下この評価書において「国保法」という。)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知 国保法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付 国保法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等 電話による納付勧奨 国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容(続き)		4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認の準備業務」という。)(「別添1」事務の内容を参照) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下この評価書において「支払基金」という。)(以下この評価書において「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国保法第113条の3第1項及び第2項に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下この評価書において「国保中央会」という。)及び支払基金(以下この評価書において「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容 (続き)		<p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、江戸川区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、江戸川区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの名称	<p>国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。</p>	<p>国保総合(国保集約)システムは、国保連に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年10月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの機能 (続き)		<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能( )を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> <p>～上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由- 事務実施上の必要性	<p>1. 資格・賦課情報ファイル 国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。 国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。</p> <p>2. 給付情報ファイル 国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。</p>	<p>1. 資格・賦課情報ファイル 国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。 国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として資格・賦課情報ファイルを保有するため。</p> <p>2. 給付情報ファイル 国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として給付情報ファイルを保有するため。</p> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由- 実現が期待されるメリット	正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。	<p>正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。 オンライン資格確認の準備業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	5. 個人番号の利用- 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項第2項及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項第2項及び別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)(以下この評価書において「主務省令」という。)第24条</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</p> <p>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</p> <p>国保法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p> <p>番号法附則第6条第4項</p> <p>国保法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・法令上の根拠(続き)	<p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) ;第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ;第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) ;第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	事前	主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・法令上の根拠(続き)	<p>【別表第二省令における情報提供の根拠】 :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ、第8条第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第5号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ</p> <p>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>【別表第二省令における情報提供の根拠】 :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ、第8条第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号第8号第2号第3号イ</p> <p>別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>～上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(別添1)事務の内容 集約全体		図の変更	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容 集約全体(続き)	1. 市町村保険者事務共同処理業務	1. 市区町村保険者事務共同処理業務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年10月1日	(別添1)事務の内容 集約全体(続き)		<p>1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。</p> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容 集約全体(続き)	3. 市町村診療報酬審査支払業務	3. 市区町村診療報酬審査支払業務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(別添1)事務の内容 集約全体(続き)		4. オンライン資格確認の準備業務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容-集約-資格		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容-集約-資格-(備考)		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容-集約-資格-(備考)	2- 国保連の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。	2- 国保連の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(別添1)事務の内容-集約-高額		図の変更	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年10月1日	(別添1)事務の内容-オンライン		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項の有無	(3)件	(5)件	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[ ]移転を行っている(12)件	[ ]移転を行っている(13)件	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7	児童女性課	児童家庭課	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 法令上の根拠	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97、109の項	江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の9、97、109の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転方法	[ ]庁内連携システム	[ ]庁内連携システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先13		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更当たらない
令和2年10月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	(5)件	(7)件	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5- 委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項7		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6	児童女性課	児童家庭課	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の119の項	番号法第19条第7号 別表第二の120の項	事後	その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 保管場所	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 保管場所	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-資格・賦課情報ファイル	表題部分 資格・賦課情報ファイル(全記録項目:487項目) 【資格情報】(記録項目:85項目) 【賦課情報】(記録項目:351項目)	表題部分を以下のように変更 資格・賦課情報ファイル(全記録項目:498項目) 【資格情報】の部分に以下の7項目を追加 【資格情報】(記録項目:92項目) 氏名(漢字)(券面記載)、氏名(漢字)(券面記載) 文字数・未登録外字有無、自己情報提供不可フラグ、記号番号枝番、基準日時点前期該当区分、限度額適用所得区分、限度額適用所得区分適用期間情報 【賦課情報】の部分に以下の4項目を追加 【賦課情報】(記録項目:355項目) 条約適用利子等の額、条約適用配当等の額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年10月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-オンライン		(評価書記載のとおり新設)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)・リスク 2-リスクに対する措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)・リスク 3-入手の際の本人確認の措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC及びデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)・リスク 3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)・リスク 4-リスクに対する措置の内容	・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。 ・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。 ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク1-その他の措置の内容	<データ連携用PCにおける措置> ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	<国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置> ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法	<データ連携用PCにおける措置> ・データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	<国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置> ・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な管理方法	<データ連携用PCにおける措置> ・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	<国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置> ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事前	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク4-リスクに対する措置の内容	<データ連携用PCにおける措置> ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。	<国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置> ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。	事前	他機関に係るリスク対策であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報の閲覧者・更新者の制限-具体的な方法	・市内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。 ・市外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。	市区町村保険者事務共同処理業務 ・市内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。 ・市外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報の取扱いの記録-具体的な方法	・市内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得することで、特定個人情報の取扱いの記録を残している。 ・市外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。 ・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。 ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・市内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得することで、特定個人情報の取扱いの記録を残している。 ・市外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。 ・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。 ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において江戸川区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。  <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること (2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること (3)日本国内でのデータ保管を条件としていること (4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。  ～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を選択したものの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一元化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的攻撃- 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2-リスクに対する措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC及びデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。	・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul>	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</li> <li>ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</li> <li>ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>	事前	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>	事前	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク4-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;国保総合PCデータ連携用PCにおける措置&gt;</li> <li>各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。</li> <li>国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul>	事前	他機関に係るリスク対策であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村保険者事務共同処理業務</li> <li>・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。</li> <li>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</li> <li>・市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。</li> <li>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul>	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</li> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・契約書において江戸川区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。	<p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴール드의認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事前	重要な変更である
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会-提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> <p>～上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的攻撃-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ( 2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ( 2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的攻撃-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年8月14日	1. 監査 - 監査 - 具体的な内容	<国保システムの運用における措置> 1、以下の観点により自己監査を年に1回実施する。	<国保システムの運用における措置> 1、以下の観点により監査を定期的を実施する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	2. 従業者に対する教育・啓発 - 具体的な方法	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和2年10月1日	3. その他のリスク対策		<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和2年8月14日	1. 基礎項目評価 実施日	平成30年3月31日	令和2年8月14日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 実施日・期間	平成29年12月20日から平成30年1月18日までの30日間	令和2年5月10日から令和2年6月8日までの30日間	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 主な意見の内容		オンラインでの運用を行うに当たり、セキュリティの確保に不安がある。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和2年8月14日	3. 第三者点検 実施日	平成30年3月15日	令和2年7月16日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	評価書全体	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月17日	評価書全体	情報政策課	DX推進課	事後	名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	5. 個人番号の利用 - 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)(以下この評価書において「主務省令」という。)第24条</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</li> <li>・国保法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</li> </ul>	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) ・番号法附則第6条第4項 ・国保法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	【別表第二省令における情報提供の根拠】 第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号第2号第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号イ第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号第8号第2号第3号イ 別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手に係る妥当性	・国民健康保険の被保険者となるには、本人の届出が必要である。届出に基づき、国民健康保険加入資格等の把握や保険料を決定するため、住民票関係情報及び地方税関係情報を庁内連携を利用して取得している。	・国保法第9条第1項の規定により、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得に必要な事項を届け出なければならない。届出に基づき、国民健康保険加入資格等の把握や保険料を決定するため、住民票関係情報及び地方税関係情報を庁内連携を利用して取得している。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先25	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積み込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク4-リスクに対する措置の内容	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・ <中間サーバーの運用における措置> ・	<国保システム、統合DBの運用における措置> ・ <中間サーバーの運用における措置> ・	事後	誤記の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、運番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年3月17日	(収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 -リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	(収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 -リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。 委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年3月17日	1. 監査 監査-具体的な内容	1. 以下の観点により監査を定期的実施する。	1. 監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により監査を定期的に内部監査を実施する。	事後	リスクを軽減する修正のため、重要な変更にあたらない
令和5年3月17日	2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発-具体的な内容	・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事後	名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない
令和5年10月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容	4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認の準備業務」という。)(「(別添1)事務の内容」を参照)	4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認業務」という。)(「(別添1)事務の内容」を参照)	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年10月13日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの機能	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)	3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由- 実現が期待されるメリット	正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。オンライン資格確認の準備業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。	正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。オンライン資格確認業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 資格賦課関連業務-(備考)	取得した各種関係情報をパンチ事業者、又は職員により入力する。	取得した各種関係情報を職員により入力する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 給付関連業務		図の修正	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 給付関連業務-(備考)	住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者やパンチ事業者を通じた上で国保システムに情報を登録する。	住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者を通じた上で国保システムに情報を登録する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 収納管理関連業務		図の修正	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 収納管理関連業務-(備考)		公金受取口座の利用意思を登録する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容 集約全体-(備考)	4. オンライン資格確認の準備業務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	4. オンライン資格確認業務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認業務のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容-オンライン	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添1)事務の内容-オンライン-(備考)	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき取得・利用している。	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3- 再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約) システムに関する運用業務の一部(バッチ処 理パラメータの入力/バッチ処置の実行/ バックアップデータの取得と保管/システム障 害発生時の復旧支援作業/各種マスターメン テナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジ ングなど。	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約) システムに関する運用業務の一部(バッチ処 理パラメータの入力/バッチ処置の実行/ バックアップデータの取得と保管/システム障 害発生時の復旧支援作業/各種マスターメン テナンス/外字作成・登録)など。	事前	事後で足りるが任意に事前に 提出
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3- 取扱いの委託 委託事項3- 再委託事項の範囲-その 妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務 と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資 格確認の準備のための医療保険者等向け中 間サーバ等への被保険者資格情報の提供 (国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民 健康保険の療養給付等の審査・支払業務そ のものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務 と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資 格確認業務に係る医療保険者等向け中間 サーバ等への被保険者資格情報の提供(国 保総合(国保集約)システム)のみであり、国民 健康保険の療養給付等の審査・支払業務そ のものには、個人番号を用いない。  ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事 前の提出が求められていな い
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4- 委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療 保険者等向け中間サーバ等において、個人 番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被 保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人 番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認業務のため、医療保険者 等向け中間サーバ等において、個人番号を 利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者 枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号と の紐付管理などを行う。	事後	その他項目の変更であり、事 前の提出が求められていな い
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5- 委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療 保険者等向け中間サーバ等において、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業 務機能を利用したオンライン資格確認等シス テムで管理している情報と紐付けるために使用 する情報の提供を行うために機関別符号を取 得する。	オンライン資格確認業務のため、医療保険者 等向け中間サーバ等において、情報提供等 記録開示システムの自己情報表示業務機能 を利用した、オンライン資格確認等シス テムで管理している情報との紐付けに使用する情報の 提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	その他項目の変更であり、事 前の提出が求められていな い
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5- 取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲-その 妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対 応窓口を支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機 関別符号を支払基金が一元的に取得するた め。	市区町村とオンライン資格確認システムとの対 応窓口を支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認業務に用いる機関別符号 を支払基金が一元的に取得するため。	事後	その他項目の変更であり、事 前の提出が求められていな い
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 2. 基 本情報- 記録される項目- 主な記録項目	・業務関係情報 [ ] その他( )	・業務関係情報 [○] その他( 公金受取口座情報 )  ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 2. 基 本情報- 記録される項目- その妥当性	・識別情報:対象者を正確に特定するために保 有する。 ・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を 把握するために保有する。 ・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額 等の計算、給付金の支給対象者の判断をす るために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正 確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報:障害者医療費助成を受け ている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報:高額介護合算の計算の ために保有する。	・識別情報:対象者を正確に特定するために保 有する。 ・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を 把握するために保有する。 ・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額 等の計算、給付金の支給対象者の判断をす るために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正 確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報:障害者医療費助成を受け ている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報:高額介護合算の計算の ために保有する。 ・公金受取口座情報:公金受取口座として住民 が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預 貯金口座への給付を希望する場合、当該口 座情報への給付を行うために保有する。	事前	事後で足りるが任意に事前に 提出
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 3. 特 定個人情報の入手・使用・ 入手元	[ ] 行政機関・独立行政法人等( )	[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)  ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携</li> <li>各種給付の届出、申請書：年間を通して随時・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住記情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携</li> <li>各種給付の届出、申請書：年間を通して随時・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度</li> <li>公金受取口座情報：公金受取口座による給付金の受取の意思表示をした住民に係る給付金の都度照会</li> <li>公金受取口座情報：公金受取口座による給付金の受取の意思表示をした住民に係る給付金の都度照会</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。</li> <li>各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。</li> <li>高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行が、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることを期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種住民情報、住記情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。</li> <li>各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。</li> <li>高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行が、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることを期待できる。</li> <li>公金受取口座情報については、申請書等により確認した本人意思に基づいて取得する。</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき取得・利用している。</li> </ul>	事後	法改正に伴う変更であり、事前の変更が義務付けられない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>公金受取口座情報については、申請書等と同情報を給付事務で使用することの意思確認欄を設ける。</li> <li>～上記以外の項目に変更なし～</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3		削除	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(委託事項4を3にする。)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(委託事項5を4にする。)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項4- 再委託事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バック処理パラメータの入力/バック処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バック処理パラメータの入力/バック処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。</li> </ul>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(委託事項6を5にする。)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		(委託事項7を6にする。)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5- 委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6- 委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認業務のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項7		(評価書記載のとおり新設)	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-主な記録項目	・業務関係情報 [ ] その他( )	・業務関係情報 [○] その他( 公金受取口座情報 ) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-その妥当性	・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。	・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。 ・地方税関係情報: 対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断をするために保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。 ・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。 ・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。 ・公金受取口座情報: 公金受取口座として住民が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預貯金口座への還付を希望する場合、当該口座情報への還付を行うために保有する。	事前	事後で足りるが任意に事前提出
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手元	[ ] 行政機関・独立行政法人等( )	[○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 - 入手の時期・頻度		・公金受取口座情報: 公金受取口座による還付金の受取の意思表示をした住民に係る還付金の都度照会  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 - 入手に係る妥当性		・公金受取口座情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 - 本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき取得・利用している。	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 - 本人への明示		・公金受取口座情報については、還付請求書等に同情報を還付事務で使用することの意思確認欄を設ける。  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年10月13日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル	表題部分 給付情報ファイル(全記録項目: 288項目)  【口座振替情報】(記録項目: 7項目)	表題部分を以下のように変更 給付情報ファイル(全記録項目: 289項目)  【口座振替情報】の部分に以下の1項目を追加 【口座振替情報】(記録項目: 8項目) 公金口座利用有無フラグ  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目-収納管理情報ファイル	表題部分 収納管理情報ファイル(全記録項目: 212項目)  【口座振替情報】(記録項目: 7項目)	表題部分を以下のように変更 収納管理情報ファイル(全記録項目: 213項目)  【口座振替情報】の部分に以下の1項目を追加 【口座振替情報】(記録項目: 8項目) 公金口座利用有無フラグ  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法		< 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 > ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。  ~ 上記以外の項目に変更なし ~	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報 ファイルの取扱いの記録- 具体的な方法		<p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行 作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、 作業終了後は、不正使用がないことを確認し た上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する ことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイル にアクセスできないようにし、リスク範囲を限定 することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しな いよう、委託先に対して周知徹底を行うととも に、作業時にチェックリストなどを用いて不要 な複製がされていないか記録を残すことを委 託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作 業は二人で行う相互牽制の体制で実施する ことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェッ クし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われて いないか監視することを委託先に遵守させるこ ととしている。</li> </ul> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情 報の消去ルール・ルールの内 内容及びルール順守の確認方 法		<p>&lt; クラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、 作業終了後は、不正使用がないことを確認し た上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する ことを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先によ る特定個人情報ファイルの適 切な取扱いの確保-具体的な 方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業 者が保有・管理する環境に設置する場合、設 置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者は、次 を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証 及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されてい ることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としているこ と</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるク ラウドサービスの利用に係る基本方針」等によ る各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービ スは、政府情報システムのためのセキュリティ評 価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリス トに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業 者が保有・管理する環境に設置する場合、開 発者および運用者は、クラウド事業者が提示 する責任共有モデルを理解し、OSから上のレ イヤーに対して、システム構築上および運用上 のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対 応、適切なネットワーク設定、アプリケーション 対応、データ暗号化etc)をどのように確保した かを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>～ 次項を除いて上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法		<p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 前項を除いて上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。	国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法		<p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法		<p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク-ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを画面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>～ 次項を除いて上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法		<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>～ 前項を除いて上記以外の項目に変更なし～</p>	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。	国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。	事前	重要な変更である
令和5年10月13日	(収納管理情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。	庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。	事後	法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月13日	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書	自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	1. 基礎項目評価 実施日	令和2年8月14日	令和5年10月6日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 実施日・期間	令和2年5月10日から令和2年6月8日までの30日間	令和5年7月15日から令和5年8月14日までの31日間	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 主な意見の内容	オンラインでの運用を行うに当たり、セキュリティの確保に不安がある。	より効率的かつシステマティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたい。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和5年10月13日	3. 第三者点検 実施日	令和2年7月16日	令和5年9月7日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容	住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理 資格の異動に伴う保険証及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収	住民基本台帳の異動、加入保険の変更等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理 保険証、短期被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証の発行(再発行申請含む)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年4月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容	3. 収納管理関連業務(「別添1」事務の内容を参照) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下この評価書において「国保法」という。)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知 国保法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付 国保法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等 電話による納付勧奨 国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会	3. 収納管理関連業務(「別添1」事務の内容を参照) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下この評価書において「国保法」という。)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知 国保法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付 国保法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等 電話による納付勧奨 国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会 申請・届出の受理については、マイナンバーの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		(システム2を6、3を7、4を8、5を9、6を10、7を11、8を12にする)	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1- システムの機能	国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収等を管理するシステム(以下この評価書において「国保システム」という。)で下記機能を有する。 ・資格賦課機能: 国民健康保険の被保険者の資格把握・管理、被保険者への各種証(保険証、高齢受給者証等)の発行・管理、被保険者への保険料通知 ・給付機能: 医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理、被保険者への各種証(限度額適用認定証等)の発行・管理	国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収等を管理するシステム(以下この評価書において「国保システム」という。)で、以下4つのシステムで構成されている。 ・保険料賦課システム ・資格管理システム ・給付システム ・保険料収納システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2- システムの名称		保険料賦課システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日			1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 3. 賦課資料入力 : 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 5. 料額試算 : 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。 6. 料率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料適正算定システム用にデータを切り出す。 次項へ続く	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1- システムの機能		前項からの続き 7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2- 他システムとの接続		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他(資格管理システム、保険料(税)収納システム)	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3- システムの名称		資格管理システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3- システムの機能		<p>1. 照会 : 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理 : 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理 : 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定 : 随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付 : 限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理 : 短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>次項へ続く</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3- システムの機能		<p>前項からの続き</p> <p>7. 保険証の一括更新 : 滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力 : 年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成 : 事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3- 他システムとの接続		<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等</p> <p>[ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他(給付システム、保険料(税)収納システム)</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4- システムの名称		給付システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4- システムの機能		<p>1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>次項へ続く</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4- システムの機能		<p>前項からの続き</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4- 他システムとの接続		<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等</p> <p>[ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他(資格管理システム)</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5- システムの名称		保険料収納システム	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5- システムの機能		<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>次項へ続く</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5- システムの機能		<p>前項からの続き</p> <p>7. 年度未処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換償猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>次項へ続く</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5- システムの機能		<p>前項からの続き</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務システムと各種照会情報の連携を行う。</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5- 他システムとの接続		<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他(保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム)</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7- システムの機能	1. 機構への情報照会 : 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索: 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	1. 機構への情報照会 : 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名カナ、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索: 統合端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13- システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13- システムの機能		・[住民向け機能] 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・[地方公共団体向け機能] 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体へ公開する機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13- 他システムとの接続		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他(電子申請システム)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14- システムの名称		申請管理システム	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14- システムの機能		1. 申請者特定機能 住記システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。 2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。 3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14- 他システムとの接続		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	3. 特定個人情報ファイル名	1. 資格・賦課情報ファイル 2. 給付情報ファイル 3. 収納管理情報ファイル	1. 国保賦課ファイル 2. 国保資格ファイル 3. 国保給付ファイル 4. 国保収納ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由・実務実施上の必要性	<p>1. 資格・賦課情報ファイル ・国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。 ・国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として資格・賦課情報ファイルを保有するため。</p> <p>2. 給付情報ファイル ・国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として給付情報ファイルを保有するため。</p> <p>3. 収納管理情報ファイル ・国民健康保険料の徴収に当たって、各世帯の収納状況を正確に把握するため。 ・滞納処分にあたって、各世帯の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握するため。</p>	<p>1. 国保賦課ファイル ・国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。</p> <p>2. 国保資格ファイル ・国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国保賦課ファイル、国保資格ファイルを保有するため。</p> <p>3. 国保給付ファイル ・国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国保給付ファイルを保有するため。</p> <p>4. 国保収納ファイル ・国民健康保険料の徴収に当たって、各世帯の収納状況を正確に把握するため。 ・滞納処分にあたって、各世帯の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握するため。</p>	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 資格賦課関連業務		図の修正	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 資格賦課関連業務・(備考)	住民等の申請により資格関係情報を取得する。	住民等の申請(電子申請含む)により資格関係情報を取得する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 給付関連業務		図の修正	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 給付関連業務	住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者を通じた上で国保システムに情報を登録する。	住民から、各種届出・申請書(電子申請を含む)を受理し、必要に応じて給付業務委託業者を通じた上で国保システムに情報を登録する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 給付関連業務	税務情報を東京都へ提供する。	各種住民情報を東京都へ提供する。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 給付関連業務		公金受取口座の利用意思を登録する	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	(別添1)事務の内容 収納管理関連業務		図の修正	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	資格・賦課情報ファイル	国保賦課ファイル、国保資格ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・入手方法	[ ]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[ ]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能) ～ 上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・保管場所	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要である。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要である。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 ・電子申請データについては紙に印字後、執務室内にある施錠できる書棚と施錠できる倉庫に保管している。	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル) 6. 特定個人情報情報の保管・消去・消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 ・外部記録媒体に一時的に記録した特定個人情報情報は、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保給付ファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	給付情報ファイル	国保給付ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保給付ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・入手方法	[ ] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[ ] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能) ～上記以外の項目に変更なし～	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年4月10日	(国保給付ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用・使用方法	高額療養費 国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。外来療養に係る年間の高額療養費については、申請書情報を国保システムへ入力する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。	高額療養費 国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給勧奨通知を作成して該当者へ発送する。 該当者からの申請を受け付け、申請書情報をデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。外来療養に係る年間の高額療養費については、申請書情報を国保システムへ入力する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	リスクを軽減する修正のため、重要な変更に当たらない
令和6年4月10日	(国保給付ファイル) 6. 特定個人情報情報の保管・消去・消去方法	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。	<江戸川区における措置> ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 ・外部記録媒体に一時的に記録した特定個人情報情報は、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保収納ファイル) 1. 特定個人情報ファイル名	収納管理情報ファイル	国保収納ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目・国保賦課ファイル-表題	国保資格・賦課情報ファイル	国保賦課ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目・国保賦課ファイル-項目内容		記載のとおり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目・国保資格ファイル-表題	国保資格・賦課情報ファイル	国保資格ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-国保資格ファイル-項目内容		記載のとおり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-国保給付ファイル-表題	給付情報ファイル	国保給付ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-国保給付ファイル-項目内容		記載のとおり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-国保収納ファイル-表題	収納管理情報ファイル	国保収納ファイル	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-国保収納ファイル-項目内容		記載のとおり	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収納ファイル)1. 特定個人情報ファイル	資格・賦課情報ファイル 給付情報ファイル 収納管理情報ファイル	国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付、国保収納ファイル  3ファイル個別に分かれていたリスク対策を1つの記載に統合し、4ファイル並列で記載。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収納ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。  ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収納ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		・サービス検索・電子申請機能からの電子申請では、国の標準基盤様式により申請に必要な項目のみを入力する様式とし、必要最小限の情報となるようにする。  ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収納ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2-リスクに対する措置の内容		・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。  ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容		・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4-リスクに対する措置の内容		・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)3. 特定個人情報の使用-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法		・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)3. 特定個人情報の使用-リスク2-特定個人情報の使用と記録-具体的な方法		・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容		・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データを等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)3. 特定個人情報の使用-リスク4-リスクに対する措置の内容		・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN環境内ファイルサーバへの保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	(国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保取滞納ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-技術的対策-具体的な対策の内容		・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ～上記記載を新規追加～	事前	重要な変更である
令和6年4月10日	1. 基礎項目評価 実施日	令和5年10月6日	未定	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 実施日・期間	令和5年7月15日から令和5年8月14日までの31日間	令和6年1月15日から令和6年2月14日までの31日間	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	2. 国民・住民等からの意見の聴取 主な意見の内容	より効率的かつシステマティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたい。	肯定的な意見であった。	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない
令和6年4月10日	3. 第三者点検 実施日	令和5年9月7日	令和6年3月14日	事後	その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない